

健保からのお知らせ

NO.12

日本ケミコン健康保険組合ホームページ

<http://www.chemi-con-kenpo.com/>

当健保組合のホームページには、健康保険制度の仕組み、保健事業や健康情報が満載。申請書もダウンロードできますので、有効活用ください。

平成27年度 決算報告について

平成28年7月15日（金）に開催された第121回組合会において、平成27年度収入支出決算が承認されました。

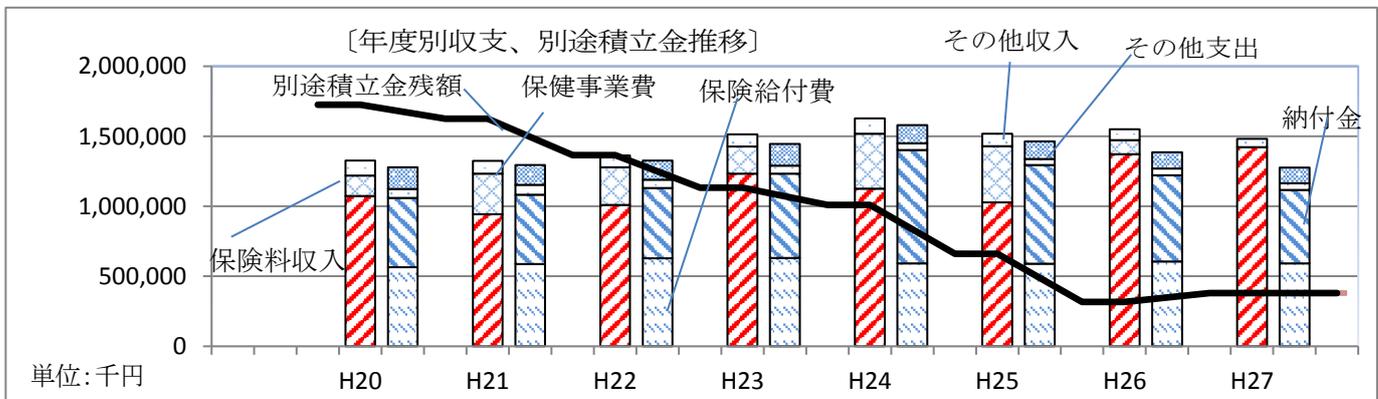
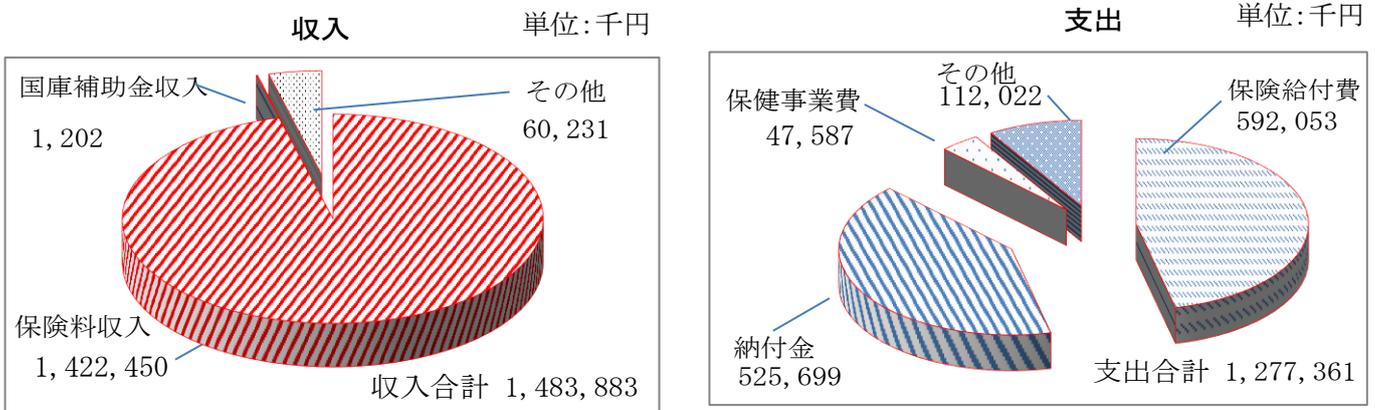
健康保険組合の会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日までで、その年の支出は、その年の収入で賄う単年度会計となっています。

『一般勘定』

収入では、みなさんからいただく保険料が14億2,245万円、その他国からの補助金等が6,143万円、合計14億8,388万円となりました。

支出では、本人の医療費が増えたものの家族や高齢者の医療費が減ったため保険給付費全体では、予算比3,334万円の減となりました。

また、国へ納める納付金と家族に対する特定保健指導等で保健事業費は増となりましたが、合計では12億7,736万円となり、経常収支1億9,603万円の黒字決算となりました。



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
保険料収入	1,072,513	943,472	1,010,271	1,233,083	1,125,003	1,028,924	1,371,836	1,422,450
別途積立金繰入	148,000	290,000	268,000	193,000	394,000	399,571	100,000	0
その他収入	106,772	91,946	84,422	86,643	108,295	89,637	79,168	61,433
保険給付費	565,254	587,291	629,775	631,056	591,216	590,387	605,888	592,053
納付金	494,659	495,333	501,719	601,506	809,876	704,204	616,824	525,699
保健事業費	62,951	69,575	58,460	58,022	48,436	44,364	45,803	47,587
その他支出	155,591	142,717	137,059	154,133	131,073	123,773	118,148	112,022
別途積立金残額	1,625,799	1,366,152	1,133,698	1,008,589	661,149	316,891	381,171	587,606

当健康保険組合では、この「健保からのお知らせ」をご家族の皆様にもお読み頂きたいと考えております。ぜひ、皆さんお持ち帰りください。

『介護勘定』

介護勘定では、介護納付金1億3,043万5千円を国に支払い、剰余金362万7千円は準備金として積立てました。

◆介護勘定<収支差引残金>

科 目	決算額 (千円)	1人当たり額 (円)
収支差引残金	3,627	2,186

◆介護勘定<収入の部>

科 目	決算額 (千円)	1人当たり額 (円)
介護保険収入	134,059	80,807
雑収入	6	4
合計	134,065	80,811

◆介護勘定<支出の部>

科 目	決算額 (千円)	1人当たり額 (円)
介護納付金	130,435	78,623
雑支出	3	2
合計	130,438	78,625

禁煙外来治療補助金制度を有効活用しよう

平成28年度保健事業の一環として、「禁煙外来治療補助金制度」をスタートさせることとなりました。これはヘルシーカンパニーで目標に掲げている「禁煙対策」と連携して行うものです。

「禁煙が続かない・・・」自分ひとりで禁煙を決意してもなかなか成功しないのは、意志の問題ではなく、ニコチン依存が原因だからです。

禁煙外来治療の成功率は70%以上といわれており、1日1箱タバコを吸う方であれば約1ヶ月分のタバコ代で治療を受けられる場合があります。

「禁煙」にチャレンジしたいと考えている方は是非ご利用下さい。

【実施要領】

1. 対象者 被保険者
2. 対象 健康保険適用となる禁煙外来治療
3. 実施内容
 - ① 「禁煙TRY届並びに補助金申請書」を健康管理サポート室に提出し、禁煙の意思確認等専門職の面談を受けてください。
※専門職が駐在していない事業所、営業所は面談ではなく電話による申し出も可
 - ② 任意の医療機関で治療を開始します。(終了まで約3ヶ月)
 - ③ 治療終了日から3ヶ月後に禁煙が継続しているかを健康管理サポート室での面談等により確認します。
 - ④ 禁煙に成功したら、「補助金申請書」に禁煙治療レポートを記入し、領収書、卒業証書(写)を添付し補助金を申請して下さい。
 - ⑤ 補助金の申請期限は平成29年3月31日です。
4. 補助金額 自己負担額(上限20,000円)
5. 申請条件 平成28年度は健康管理サポート室での面談終了後、9月15日までに禁煙外来を受診できる方



- * 「禁煙TRY届並びに補助金申請書」は事業所管理G及び健康管理サポート室にあります。
- * 途中で禁煙に失敗した場合は、補助金のは申請できません。
- * 補助金の支給は、1人1回限りです。
- * 禁煙治療レポートは、禁煙に成功した事例として、健保や事業所で実施する禁煙の啓蒙活動に利用させていただく場合があります。
- * 現在、すでに禁煙外来に受診されている方については、各事業所管理Gにご相談ください。

★禁煙治療の相談・禁煙TRY届申請窓口は、各健康管理サポート室です。お気軽にご相談ください。

被扶養者の資格確認調査にご協力ください。

被扶養者調査とは、現在被扶養者となっている方が、引続きその資格があるかどうかを毎年確認するものです。被扶養者資格確認調査に必要な添付書類は、調査票封筒に同封した添付書類確認フローチャート等でご確認ください。

ただし、6月1日以降に認定された被扶養者の添付書類は不要です。なお、18歳未満、8月1日以降健保に到着した異動届（追加・削除分）については調査票に反映されておりませんので調査対象外です。

資格確認調査の健保到着最終締切日は9月30日ですが、各管理グループで提出締切日が異なりますのでご注意ください。

提出期限までに調査票未提出の場合は平成28年10月15日付けで扶養認定を取り消すこととなりますので必ずご提出ください。

スムーズな資格確認調査にご協力をお願い致します。



被扶養者認定の同居要件が一部変更になります

健康保険法による被保険者の兄姉と弟妹の被扶養者認定要件については、兄姉（被保険者と同居の要件あり）と弟妹（同居の要件なし）の間に差が設けられていましたが、平成28年10月1日より兄姉の同居要件が廃止されるため、同居の確認書類の添付は不要となります。
※収入要件に変更はありません。

ご家族が勤務先からの保険証が交付された場合は速やかに届出を！

ご家族が勤務先からの健康保険証が交付された場合は、被扶養者の削除手続きを事業所管理担当者を通じ速やかに「健康保険被扶養者異動届（削除）」と当健保の保険証をご提出下さい。削除日は勤務先からいただいた新しい健康保険証の資格取得日となります。

家族の特定保健指導実施のご案内

健康診断の結果より、特定保健指導対象者となられた方、並びに腹囲が男性85cm・女性90cm以上またはBMI25以上のいずれかに該当する方、将来的に特定保健指導対象者になるリスクが高い方へ、専門の相談員スタッフからの食事や運動に関する改善をサポートするサービスを実施します。

対象となる方には、相談員スタッフより直接ご連絡をさしあげますので、日程等調整のうえ、ぜひこのサービスをご利用下さい。

なお、特定保健指導実施期間は6ヶ月で費用は無料です。

【平成27年度に特定保健指導を受けた方の平成28年度健診結果比較】

保健指導を受けられた方44人	0~0.9kg	1~2.9	3~4.9kg	5kg以上	合計
H27年度と比較したH28年度の健診結果の体重が減	9人	9人	3人	5人	26人
H27年度と比較したH28年度の健診結果の体重が増	6人	10人	1人	1人	18人

※減量目的を設定して日々実行している方は、ビールを500mlから350mlに減らす、野菜の摂取量を今よりも増やすなどの無理のないちょっとしたことでも成果があらわれています。

ご家族のみなさんが健康でより明るい家庭を築く上でも、この機会に希望されることをお勧めします。

40歳～74歳の被扶養者のみなさまへ

会社で行う健康診断を受診されないで、勤務（パート）先や人間ドック等で健康診断を受診された方へお願いです。

国（厚生労働省）が定める特定健康診査の受診率を各健康保険組合で全体の91%と課せられております。そのため当組合では被扶養者の受診率が70%を超えないと被保険者が100%受診しても受診率91%の目標に達しません。

今年の5月～6月に会社で行った巡回健診（家族健診）を受診されていない方で、パートなどの勤務先や市町村で健康診査を受診された方、もしくはこれから受診予定の方が健康診断結果の写しと問診票を提出していただくことにより受診率のUPにつながりますので、皆様のご協力をお願い致します。

【提出方法について】

5月～6月の巡回健診（家族健診）を受診されていない方へ、9月～10月頃にご案内いたします。

平成28年度「健康強調月間事業」実施について

当健康保険組合では10月1日～11月30日を『健康強調月間』として、「歩く」ことをメインとした事業を実施いたします。被保険者と家族の方が健康改善・健康増進のため、自らの健康について関心を持ち、健康で明るい生活をつくり上げることを目的としています。皆さまが多数参加くださるようご協力の程をお願いします。



歩こうキャンペーンに参加して、歩数を記録し、MY HEALTH WEBのポイントを貯めて、商品と交換しよう。

詳細は後日お知らせします。

公 告

番号	公告日	件 名
第558号	H28. 3. 28	選定議員選定換えの公告
第559号	H28. 4. 11	組合規約の一部変更について
第560号	H28. 5. 16	組合会議員の補欠選挙に関する公告
第561号	H28. 5. 24	立候補者及び無投票選挙の公告
第562号	H28. 5. 31	補欠互選議員決定の公告
第563号	H28. 6. 27	選定議員選定換えの公告
第564号	H28. 7. 11	理事並びに監事補欠選挙の公告
第565号	H28. 7. 22	理事及び監事補欠選挙当選者決定並びに常務理事選任の公告
第566号	H28. 8. 1	平成27年度収入支出決算書・事業報告書・財産目録及び決算残金処分公告

《組合会議員変更のお知らせ》

組合会議員の辞任に伴い選挙が行われ、下記のとおり決定致しました。

(敬省略)

	退任した議員		就任した議員	
	役職名	氏名	役職名	氏名
選定	理事	佐藤 浩	理事	小関 哲哉
	監事	石井 治	監事	柴田 信一
	議員	菊池 浩二	議員	千田 雅人
互選	議員	遠藤 茂雄	議員	小椋 友和

退任された議員の皆様、お疲れ様でした。

熱中症の予防・対策

いつでもどこでもだれでも条件次第で熱中症にかかる危険性がありますが、熱中症は正しい予防方法を知り、普段から気をつけることで防ぐことができます。例えば、初夏や梅雨明け・夏休み明けなど、体が暑さに慣れていないのに気温が急上昇するときは特に危険です。無理せず、徐々に体を慣らすようにしましょう。

シーズンを通して、暑さに負けない体づくりを続けよう

熱中症を予防するためには、暑さに負けない体づくりが大切です。気温が上がりに始める初夏から、日常的に適度な運動をおこない、適切な食事、十分な睡眠をとるようにしましょう。

水分をこまめにとろう

のどが渇いていなくても、こまめに水分をとりましょう。スポーツドリンクなどの塩分や糖分を含む飲料は水分の吸収がスムーズにでき、汗で失われた塩分の補給にもつながります。

睡眠環境を快適に保とう

通気性や吸水性の良い寝具をつかったり、エアコンや扇風機を適度を使って睡眠環境を整え、寝ている間の熱中症を防ぐと同時に、日々ぐっすり眠ることで翌日の熱中症を予防しましょう。

丈夫な体をつくらう

バランスのよい食事やしっかりとした睡眠をとり、丈夫な体をつくりましょう。体調管理をすることで、熱中症にかかりにくい体づくりをすることが大切です。